



# 鳥取県公報

令和6年7月9日(火)  
第9611号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 大規模小売店舗に関する変更事項の届出(2件)(440・441)(企業支援課) . . . . . 2
- ◇ 調達公告 一般競争入札の実施(物品契約課) . . . . . 3
- ◇ 雑 報 行政書士試験の実施(政策法務課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第440号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
東宝ストア西倉吉店 倉吉市西倉吉町13-5
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
東宝企業株式会社 代表取締役 宇崎 孝也 倉吉市大正町二丁目90
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名  
変更前 代表取締役 宇崎 正雄  
変更後 代表取締役 宇崎 孝也
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
変更前 代表取締役 宇崎 正雄  
変更後 代表取締役 宇崎 孝也
- 4 変更年月日  
平成21年7月1日
- 5 届出年月日  
令和6年6月24日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間  
令和6年7月9日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所県民福祉局及び倉吉市経済観光部しごと定住促進課
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

## 鳥取県告示第441号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ドラッグストアウェルネスみのかや店 米子市蚊屋200-12ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一  
広島県広島市西区井口明神一丁目1-10
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗の名称

- 変更前 (仮称) ドラッグストアウェルネス蚊屋店  
変更後 (仮称) ドラッグストアウェルネスみのかや店
- 4 変更年月日  
令和6年6月17日
  - 5 届出年月日  
令和6年6月27日
  - 6 縦覧に供する書類  
届出書
  - 7 縦覧に供する期間  
令和6年7月9日から4月間
  - 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課
  - 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品の名称及び数量  
空港用大型高速スノーパー除雪車 1台
  - (2) 調達物品の仕様  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
令和7年11月28日(金)
  - (4) 納入場所  
鳥取市湖山町西四丁目110-5 鳥取県営鳥取空港(鳥取空港除雪車庫)
  - (5) 入札方法  
本件入札は、鳥取県物品電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)による電子入札又は紙入札により行うものであること。  
入札金額は、入札説明書に示す方法に従い物品の調達に要する費用の合計金額を電子調達システムに入力し、又は入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格  
本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 令和3年鳥取県告示第457号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の車両に登録されている者であること。  
なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する

る申請書類を令和6年7月19日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(3)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に示される耐用年数の期間において、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7425

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局交通政策課空港振興室

電話 0857-26-7667

#### (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

#### (4) 入札説明書等の交付方法

令和6年7月9日（火）から同年8月5日（月）までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

令和6年7月9日（火）から同年8月5日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

#### (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

#### (6) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 入札日時

令和6年8月20日（火）から同月30日（金）までの日の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の最終日は正午までとする。また、郵便等による入札書の受領期間は、同月29日（木）午後5時までとする。

## イ 開札日時

令和6年8月30日（金）午後1時以降

## ウ 場所

(1)に同じ。

## 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。
- (2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。
- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和6年8月5日（月）午後5時までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
  - ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。
  - イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。
- (4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約における特約事項

本件入札による契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年鳥取県条例第6号）第3条の規定により、鳥取県議会において議会の議決を要する場合がある。この場合、まず仮契約を締結することとし、議会の議決を得たときに、当該仮契約は本契約として効力を生じるものとする。

## (4) 契約書作成の要否

要

## (5) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

## (6) 手続における交渉の有無

無

## (7) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書を必要とする。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Airport high speed Snow Sweeper 1

(2) August 5, 2024 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) August 30, 2024 noon : Time-limit for submission of tenders

(August 29, 2024 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice : Procurement Division, Accounting Office, General Affairs

Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

TEL : 0857-26-7425

---

## 雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る令和6年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

令和6年7月9日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 望 月 達 史

## 1 試験日時

令和6年11月10日（日） 午後1時から午後4時まで

## 2 試験場所

鳥取市扇町21 鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）

## 3 試験方法及び科目

次の事項につき筆記試験（(1)は択一式及び記述式、(2)は択一式）により行う。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出题する。

## (1) 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和6年4月1日現在施行されているものに関して出題する。

## (2) 行政書士の業務に関し必要な基礎知識（出題数 14題）

一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護及び文章理解の中からそれぞれ出題し、法令については、令和6年4月1日現在施行されているものに関して出題する。

## 4 試験案内及び受験願書の配布

## (1) 郵送配布

140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角2号）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、イの請求先まで郵便で請求すること（令和6年8月23日（金）必着のこと。）。

ア 配布期間 令和6年7月29日（月）から同年8月23日（金）まで

イ 請求先 〒252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留

## 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

## (2) 窓口配布

ア 配布期間 令和6年7月29日(月)から同年8月30日(金)まで

## イ 配布場所等

次の表の配布場所の欄に掲げる場所で、同表の配布時間の欄に定める時間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)に配布する。

配 布 場 所		配 布 時 間
鳥取県地域社会振興部県民課	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎内	午前8時30分から 午後5時15分まで
鳥取県中部総合事務所県民福祉局	倉吉市東巖城町2	〃
鳥取県西部総合事務所県民福祉局	米子市鞆町一丁目160	〃
鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局	日野郡日野町根雨140-1	〃
鳥取県行政書士会	鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階	午前9時から 午後5時まで

## 5 受験手続

## (1) 郵送による受験申込み

## ア 提出書類

受験願書一式

## イ 提出先及び提出方法

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内とともに配布する宛先が印刷された封筒により簡易書留郵便で郵送すること。

## ウ 受付期間

令和6年7月29日(月)から同年8月30日(金)まで

なお、令和6年8月30日(金)の消印があるものまで受け付ける。

## エ 受験手数料及び納付方法

(ア) 受験手数料 10,400円

(イ) 納付方法 試験案内を参照すること。なお、払い込まれた手数料は、原則として返還しない。

## (2) インターネットによる受験申込み

## ア 受験申込画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<https://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

## イ 受付期間

令和6年7月29日(月)午前9時から同年8月27日(火)午後5時まで

なお、受付期間中にアの受験申込画面に接続中又は入力中の者であって、受験申込みを完了していないものは、受付期間の終了によりインターネットによる受験申込みができなくなるので注意すること(受付期間の最終日は受験申込画面へのアクセスの集中が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。)

## ウ 受験手数料及び納付方法

(ア) 受験手数料 10,400円

(イ) 納付方法

申込者本人名義のクレジットカード(VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス又はDinersに限る。)による決済又はコンビニエンスストア(セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア又はニューヤマザキデイリーストアに限る。)での払込みによる。なお、払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

## 6 問合せ先

〒102-0082 東京都千代田区一番町25  
一般財団法人行政書士試験研究センター  
電話 03-3263-7700

7 特例措置の実施

身体機能に障がいのある者等に対して、障がい等の状態により必要な特例措置をとることがあるので、特例措置を希望する者は受験申込みに先立って6の問合せ先に必ず相談すること。

8 合格者の発表

試験の合格者については、令和7年1月29日（水）午前9時から一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) にも合格者の受験番号を掲載する。